

意見募集要領

1 意見募集対象

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件

2 資料入手方法

意見募集対象となる本省令案等の概要については、電子政府の窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に記載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、意見書は、日本語で記入してください。

(1) インターネットを利用する場合

※入力フォームの「※件名」欄に「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件に関する意見」と入力してください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室 あて

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-3504-1210
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室 あて
(担当に電話連絡後、送付してください。)

4 意見提出期間

平成23年10月31日（月）～平成23年11月29日（火）午後5時（必着）
(郵便についても、募集期間内の必着とします。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

別紙様式

意見書

平成23年 月 日

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室 あて

郵便番号：〒 _____
住 所： _____
氏名（注1）： _____
電話番号： _____
電子メールアドレス： _____

- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。